

大垣消防組合 第2次総合計画

# 基本計画

～ みんなが安心するまち & 活気あふれる消防 を目指して ～

平成31年4月1日 策定

令和6年4月1日 改訂

(計画期間：令和元年度～令和10年度)



## 目次

第1章 はじめに	1～7
1 計画の趣旨と背景	
2 計画の構成と期間	
3 計画の進行管理	
4 目指す将来像と基本方針①～③	
5 計画の体系	
6 消防組合全体の指標	
(基本方針①と個別施策)	
第2章 基本方針① みんなでつくる安心するまち	8～17
1 火災予防対策の推進	
2 消防法令違反対象物等の是正	
3 住民協働による救急体制の強化	
(基本方針②と個別施策)	
第3章 基本方針② どんな災害にも対応できる消防力	18～26
1 現場活動体制の強化	
2 大規模災害対応力の向上	
(基本方針③と個別施策)	
第4章 基本方針③ 最適な組織マネジメント	27～35
1 業務執行体制の整備	
2 消防施設等の整備	
第5章 その他	36～38
1 個別施策の指標一覧	
2 用語集	

## 第1章 はじめに

### 1 計画の趣旨と背景

消防組合では、平成21年度、将来を見据えた消防体制の整備などを目的として、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」（第1次総合計画）を策定し、平成30年度までの10年という中長期的な展望を持ち、消防行政を運営してきました。

この間、さまざまな施策を展開し、「安全・安心のまちづくり」の推進に努めてきたところですが、少子高齢化社会や人口減少社会の到来、社会経済情勢の変化による災害の多様化や大規模化など、消防を取り巻く環境は大きく変化してきました。

このような状況のもと、第1次総合計画の終了時期を迎えることになりましたが、将来に目を向けると、超高齢化や人口減少の急速な進行はもちろん、社会のグローバル化、南海トラフ巨大地震の発生、国や地方の厳しい財政状況など、消防を取り巻く環境はこれまで以上に大きく変化することが予想されます。

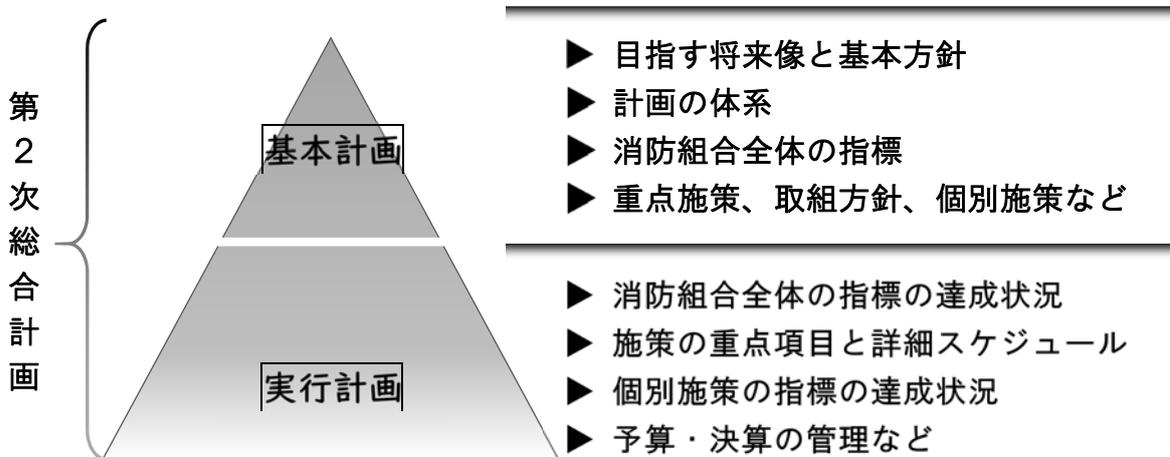
このような環境の変化に的確に対応し、みんなが安心するまち、そして住民から信頼され、活気にあふれる消防を築き上げるためには、地域社会や組織の将来を見据えた目標、課題、施策などを明確にし、一歩ずつ前に進んでいくことが大切であると考え、新たに10年後の令和10年度を見据えた大垣消防組合第2次総合計画を策定しました。



## 2 計画の構成と期間

### (1) 構成

第1次総合計画の構成は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構成でしたが、消防組合が消防部門に特化した一部事務組合であることから計画の簡素化を図り、第2次総合計画においては、目指す将来像、基本方針、重点施策などを掲げた「消防計画」と、各施策を計画的かつ効率的に実行管理をするための「実行計画」の2層構成とします。



#### 計画策定のポイント

この計画を策定するにあたり、この計画を組織の中に浸透させ共通認識を持つこと、計画を形骸化させず使われ続ける計画を策定することが大切だと考え、次のポイントに重点を置き策定しました。

##### Point 1 計画の簡素化

簡素化することで計画を理解しやすく、全ての職員で目指す将来像に向かって進みます。

##### Point 2 目標の明確化

数値化した指標を定め目標をはっきりさせることで、成果が一目でわかり、職員のモチベーションに繋がります。

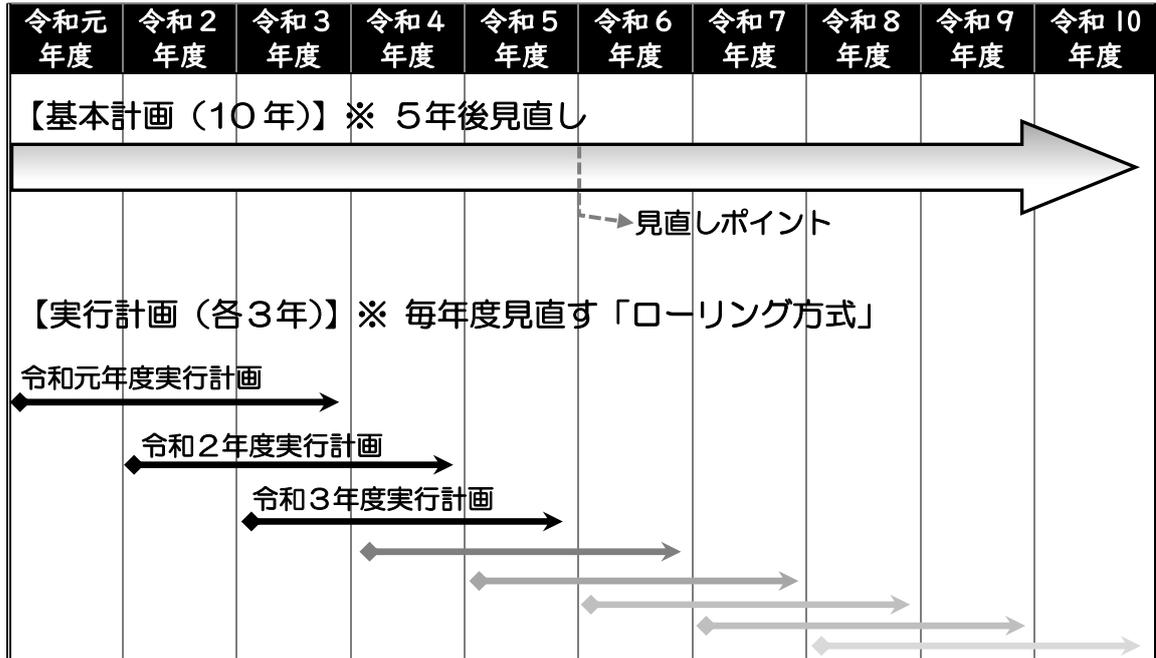
##### Point 3 予算との連動

経営資源（予算）には限りがあるため、経営意識をもち、重点事業や事業の優先順位を見極めながら計画を進めます。

(2) 計画期間

「基本計画」は中長期的な計画であるため、令和元年度を初年度とし、令和10年度を目標年次とする10年の計画とします。ただし、初年度から5年を経過した時点で、社会情勢や消防を取り巻く環境の変化への対応、計画の進捗状況などを考慮して計画を見直します。

「実行計画」は、計画の推進を確かなものにするために3年計画とし、毎年度見直しを行います。



### 3 計画の進行管理

この計画を効果的に推進していくために、PDCAサイクルに基づき進行管理を行います。定期的に計画の進捗状況を把握し、検証と評価、必要に応じて改善・見直しを行います。

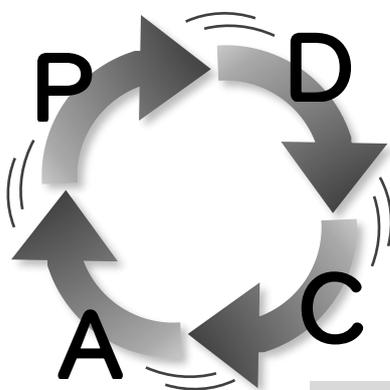
また、PDCAサイクルを継続していく中でスパイラルアップを図り、目指す将来像の実現に向けた取組を充実させていきます。

#### イメージ図

#### PDCAサイクル

##### ① PLAN (計画)

目指す将来像の実現に向けて、取組や目標などを定めます。



##### ② DO (実行)

計画の目的や内容をよく理解し、取組を実施します。

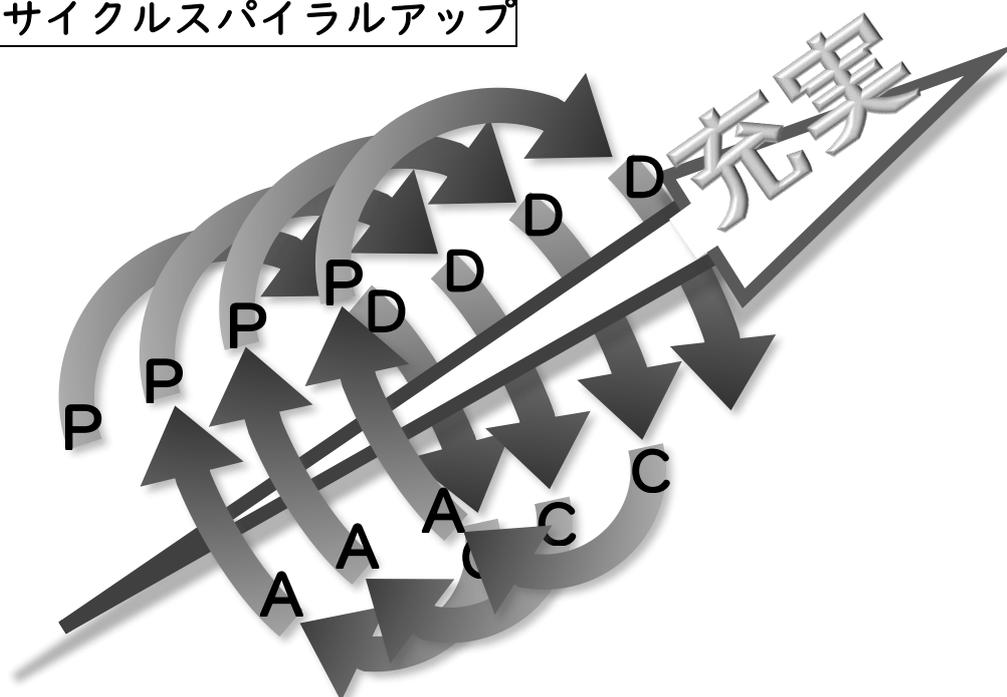
##### ④ ACTION (改善)

検証・評価の結果を踏まえて、取組の見直しなどを行います。

##### ③ CHECK (評価)

定期的に計画の進捗状況を把握し、検証・評価を行います。

#### PDCAサイクルスパイラルアップ



## 4 目指す将来像と基本方針①～③

### (1) 目指す将来像

#### 目指す将来像

## 「みんなが安心するまち & 活気あふれる消防」

消防の目的（消防法第1条）を果たすということは、住民が安心するまちをつくり上げることとなり、その目的を果たすために組織として常に活気あふれる消防を目指すことが大切であると考えたため、シンプルではありますが「みんなが安心するまち & 活気あふれる消防」と目指す将来像を定めました。

### (2) 基本方針

目指す将来像を実現するために3つの基本方針を定めました。

#### 基本方針① 「みんなで作る安心するまち」

消防組合だけで安心するまちをつくり上げるには限界があります。消防組合から地域社会に防火防災などを積極的に働きかけ、住民や事業所などと協働し、より大きな安心を確保していきます。

#### 基本方針② 「どんな災害にも対応できる消防力」

社会情勢や自然環境の変化により、住民のニーズとともに災害は多様化し、最近では異常気象などにより各地で大規模災害が多数発生しています。それらに的確に対応できるような消防力を強化していきます。

#### 基本方針③ 「最適な組織マネジメント」

経営資源（ひと→職員、もの→施設・車両・資機材、かね→予算、情報→知識・技術、時間→迅速かつ正確）を最大限に有効活用できるような組織運営を行います。さらに、人材育成や職場環境改善などを通じ組織を活性化していきます。

## 5 計画の体系

基本方針に基づき、7つの重点施策とそれらに対する19の個別施策を展開し、計画を進めていきます。

基本方針	重点施策	個別施策
① みんなで作る 安心するまち	火災予防対策 の推進	住宅防火対策の推進
		防火対象物等の安全対策の推進
		火災原因調査体制の強化
	消防法令違反 対象物等の是正	違反処理体制の強化
住民協働による 救急体制の強化	予防救急の推進	応急手当普及啓発の推進
		消防活動体制の強化
② どんな災害にも 対応できる消防力	現場活動体制 の強化	救助活動体制の強化
		救急業務高度化の推進
		通信指令体制の強化
	大規模災害対応力 の向上	広域応援・受援体制の強化と関係 機関との連携強化
		消防団との連携強化
③ 最適な 組織マネジメント	業務執行体制 の整備	社会情勢に応じた消防体制の確立
		人材育成の推進
		働き方改革の推進
		地球にやさしい組織づくり
	消防施設等 の整備	消防庁舎の整備
		消防車両の整備
		救急車の整備

## 6 消防組合全体の指標

この計画を推進し、個別施策などを展開していく上で、それらの成果が目指す将来像である「みんなが安心するまち & 活気あふれる消防」の実現に向かって前進しているかを検証していくために4つの消防組合全体の指標と目標値を設定します。

指標項目	基準値 (基準年)	中間目標値 令和5年	目標値 令和10年
年間火災発生件数	72件 (平成30年)	66件	60件
心肺機能停止傷病者の1か月後生存率 (条件あり※1))	12.1% (過去10年の平均値)	16%	20%
火災覚知から放水開始までの所要時間※2)	13分23秒 (平成30年)	11分40秒	9分51秒
救急覚知から医療機関までの所要時間※2)	28分03秒 (平成30年)	26分30秒	25分57秒

※1 心原性かつ心肺機能停止の時点に住居等に目撃された症例に限ります。また、基準値については、消防組合の過去10年間の平均値としました。

※2 災害等に関する統計は年単位で行われているため、この指標における基準値は年単位とし、計画期間や個別施策の指標との間に多少ズレが生じますが、検証等に問題はないと考えます。

### 年間火災発生件数

住宅防火の推進や事業所への働きかけ、また火災原因の究明などデータに基づく防火広報により、火災発生件数の減少を目指します。

### 心肺機能停止傷病者の1か月後生存率

本当に救急車を必要としている傷病者の元へ早く向かえるように、予防救急や救急車の適正利用を推進し救急出動を低減させます。また、バイスタンダーによる心肺蘇生、それを促す通信指令員による口頭指導、救急処置をする救急救命士や救急隊員の資質を向上させ救命率の向上を目指します。

### 火災覚知から放水開始までの時間

組織としての目標を明確に示すことで組織が活性化し、また火災覚知から1秒でも早く放水を開始して被害を最小限に止めます。

### 救急覚知から医療機関までの時間

火災と同様に、組織としての目標を明確に示すことで組織が活性化し、また傷病者を1秒でも早く医療機関へ搬送することで、救命率を向上させるとともに後遺症を軽減させます。

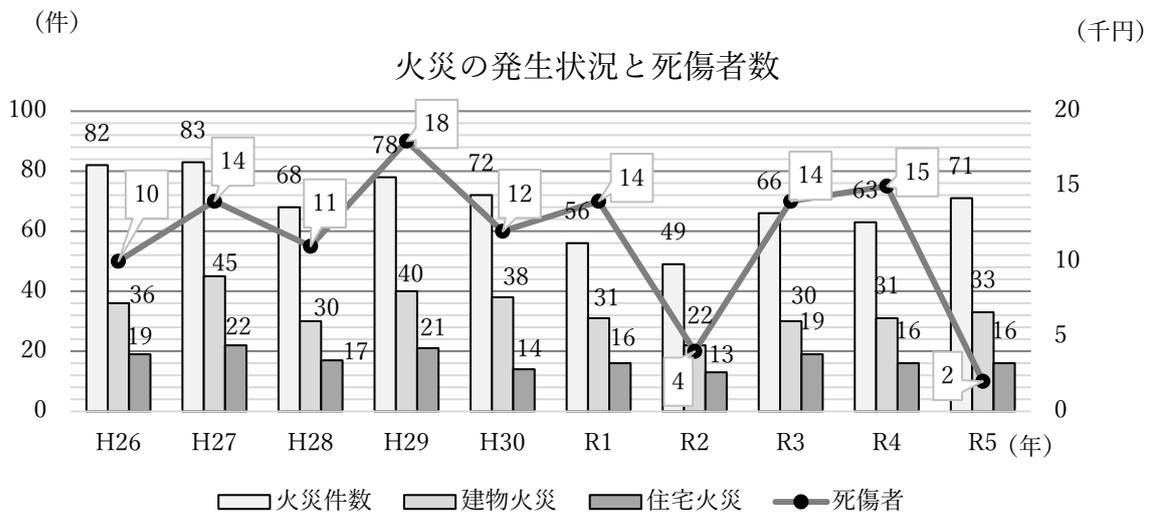
(基本方針①と個別施策)

## 第2章 基本方針① みんなでつくる安心するまち

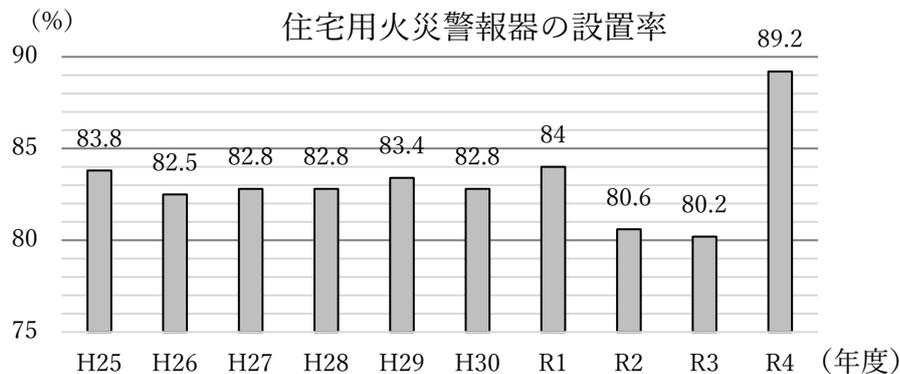
### Ⅰ 火災予防対策の推進

#### <現状>

過去10年間の火災の発生状況を見てみると、火災の件数は多少の増減を繰り返して減少傾向にあるといえます。また毎年、全火災件数の約5割が建物火災であり、さらに全建物火災の約5割は住宅火災であります。その住宅火災においては、死傷者が発生するケースが多くみられます。



火災予防対策の推進については、管内で開催されるイベントに際し、火災予防、地震対策、水防、救急などに関する展示や小中学生を対象に募集した防火ポスター展の開催、女性防火クラブや少年消防クラブに指導を行い防火思想の普及啓発を行っています。住宅防火対策については、住民への防火思想の普及啓発のほか、平成18年6月の住宅用火災警報器の設置義務化を契機として積極的に広報活動を行い、住民に住宅用火災警報器の設置と適切な維持管理を促してきました。管内の設置率は、全国の平均を上回り、80%台を推移しています。



※ 設置率の調査は、無作為抽出によるアンケートにより実施しています。

防火対象物等の安全対策の強化については、事業所の関係者に対して防火管理講習の実施や、自衛消防組織のリーダーを対象とした研修会を開催し、火災、地震等の災害に適切に対応できるよう知識及び技術を習得してもらい、防火防災体制の向上を図っています。また、近年、全国において高齢者が入居する施設、簡易宿泊所、有床診療所など多くの犠牲を伴う火災が発生しているため、このような施設に対しては重点的に防火管理の徹底を促しています。



▶事業所等自衛消防隊リーダー研修会の様子

危険物施設については、全国の火災・流出事故件数は平成6年頃を境に増加傾向に転じ、平成19年をピークにその後は横ばい状況が続いていて、管内の施設についても施設数は減少傾向にあるものの火災や漏えい事故は毎年発生し同じく横ばい状態が続いています。



防火ポスター(令和5年度金賞)



防火ポスター(令和5年度金賞)



防火ポスター(令和5年度金賞)

### <課題>

- ◇ 住宅用火災警報器の設置率の向上と適切な維持管理の周知
- ◇ 高齢化の進行に伴う防火対策
- ◇ 地震、水害等の大規模自然災害における防火防災対策の広報に関して、構成市町の防災関係部局との連携
- ◇ 事業所関係者の危機管理意識の向上
- ◇ 危険物施設の火災・流出事故の低減
- ◇ 火災原因から導く火災予防の推進

### ★個別施策★

- 1-1-1 住宅防火対策の推進
- 1-1-2 防火対象物等の安全対策の推進
- 1-1-3 火災原因調査体制の強化

## 1-1-1 住宅防火対策の推進

### <取組方針>

住宅用火災警報器設置の義務化から10年以上経過し、住宅火災における死傷者や損害額が低減するなどその効果は過去の実績から明らかであるため、引き続き住宅用火災警報器の設置を住民に促すとともに、さらに効果的な設置には定期的に作動確認を行うなどの適切な維持管理が大切であるため併せて周知していきます。

また、火災による死傷者は依然として高齢者の割合が高く、今後の高齢化の進行を考えると、高齢者に焦点を絞った火災予防啓発も視野に入れていきます。

さらに、昨今、住民は地震、水害等の大規模自然災害における防火防災対策について関心が高いため、住民が求める情報を探求し、機をとらえた防火防災に関する情報を発信していきます。

### <施策>

- ◆ 住宅用火災警報器の設置啓発及び適切な維持管理の啓発強化
- ◆ 出前講座等における住民の防災教育
- ◆ 女性防火クラブへの防火防災指導
- ◆ ホームページの防火防災コンテンツの充実・閲覧の推進



女性防火クラブ  
▶防災研修会の様子

### —<スケジュール概要>—



### —<指標>—

住宅火災を減らし、火災による死傷者を減らすためにさらに住宅用火災警報器の設置を促し、設置率100%を目指します。

指標番号	指標項目	基準値	目標値	担当所属	備考
1-1-1	住宅用火災警報器の設置率	82.8 % (平成29年度)	100 % (令和10年度)	予防課	

## 1-1-2 防火対象物等の安全対策の推進

### <取組方針>

近年、防火対象物において発生した火災において、通報の遅れ、消防用設備等の不適切な使用方法などにより火災が拡大し、大きな被害を出した事案が発生していることを考えると、関係者に防火管理の重要性を認識させることが必要であり、消防組合としても防火管理講習の内容や方法、消防訓練に対する体制の見直しを行っていきます。

また、管内の危険物施設においては、重大事故は発生していないものの、重大事故に繋がりにかねない軽微な事故が毎年発生しているのが現状です。そのため、危険物作業従事者に新しい情報を周知することで危機管理意識を持たせ、重大事故の芽を早期に摘むため、法令に定める期間内に危険物取扱者保安講習を受講するよう促し、事故ゼロを目指します。

### <施策>

- ◆ 防火管理講習の開催（年2回）と講習内容の見直し
- ◆ 消防訓練実施の促進と訓練指導の見直し
- ◆ 危険物取扱者保安講習（消防法第13条の23）の推進
- ◆ 既存地下貯蔵タンクの流出防止対策の推進
- ◆ 高圧ガス保安法、火薬類取締法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に関する事務の推進（平成24年に県から権限委譲を受けた事務）

### —<スケジュール概要>—

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
【防火管理講習】 講習内容の見直し ●→									
● 防火管理講習の開催（年2回）									
【消防訓練】 訓練指導の見直し ●→									
● 消防訓練実施の促進									
【危険物作業従事者に対して危険物取扱者保安講習受講の推進】									
● 【地下貯蔵タンクの流出防止対策の推進】									

### —<指標>—

過去の教訓を活かし、防火対象物等における防火管理体制を充実させるために消防訓練実施事業所の増加と、危険物施設において被害が拡大しやすい地下貯蔵タンクの流出防止対策の実施率100%継続を目指します。

指標番号	指標項目	基準値	目標値	担当所属	備考
1-1-2①	消防訓練実施事業所数 (特定防火対象物に限る。)	18 % (平成29年度)	60 % (令和10年度)	予防課	実態調査の数値
1-1-2②	地下貯蔵タンクの流出防止 対策実施率	100 % (平成29年度)	100 % (令和10年度)	予防課	毎年度100%継続

### 1-1-3 火災原因調査体制の強化

#### <取組方針>

火災原因調査は、類似した火災の発生を予防するために行う消防の責務の一つであり、住民の安全で安心な暮らしに直結する極めて重要な業務であることから、火災原因調査体制の充実・強化を積極的に取組み、住民への積極的な働きかけと合わせて、火災による死傷者ゼロを目指し、火災予防対策を推進します。

火災調査には、豊富な経験に加え、科学的かつ専門的な知識、技能等に基づく分析力、情報処理能力が必要であることから、予防行政を効果的に推進するため、教育体制の充実強化を図り、火災調査員の養成に取組みます。

#### <施策>

- ◆ 火災調査員の養成のための本部研修の強化
- ◆ 火災報告事務の効率化（規定の見直し、手引きの作成など）
- ◆ 火災調査の専門的知識を有する職員の火災調査現場への出動体制の構築
- ◆ 火災調査資機材の計画的な整備・更新
- ◆ 火災調査結果を反映した火災予防対策の推進



燃焼模擬家屋見分研修の様子

#### —<スケジュール概要>—

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
【火災調査の諸課題の検討】									
●									
● 【火災調査の研修・調査体制の強化】									
● 【火災調査規程の改正、火災調査事務の手引きの作成】									
● 【火災調査資機材整備計画の作成・購入】									
● 【火災調査結果を反映した予防対策の推進】									

#### —<指標>—

火災原因を明らかにし効果的な火災予防対策を推進していくため火災原因の究明率の向上を目指します。

指標番号	指標項目	基準値	目標値	担当所属	備考
1-1-3	火災原因の究明率	85 % (平成 30 年)	100 % (令和 10 年)	予防課	

## 2 消防法令違反対象物等の是正

### <現状>

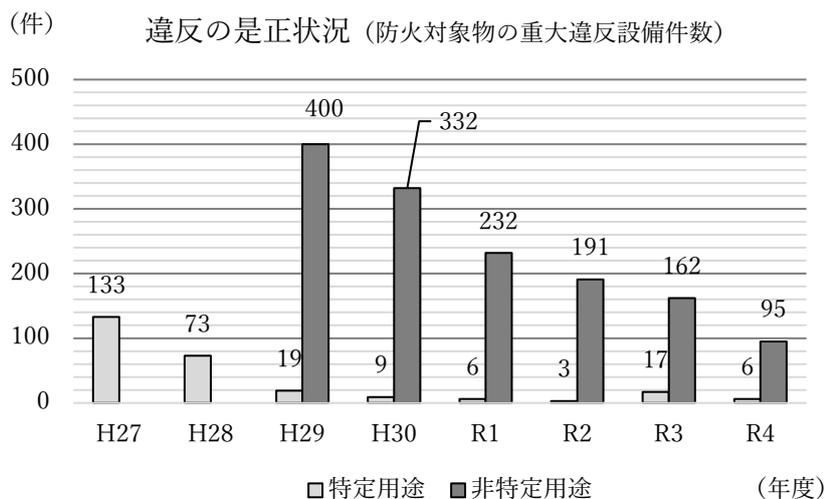
平成13年9月の新宿歌舞伎町小規模雑居ビル火災を契機として、住民が安心して建物を利用することができるように消防法令違反の是正促進が強力に進められましたが、違反建築物に対する措置命令の発動など大規模消防本部に偏る傾向がありました。

消防組合における違反是正についても例外ではなく、滞っている状態でしたが、平成28年度の機構改革において、予防課内に違反処理事務と各署所の違反処理事務をマネジメントする査察指導係を立ち上げるとともに、各署には毎日勤務者の予防係長を配置するなど違反処理体制を強化しました。また、運用面においては違反処理事務が円滑に行えるように大垣消防組合違反処理規程や要綱など例規の改正を行い、査察指導係員と予防係長が中心となって組織全体で違反処理事務を行ってきた結果、平成30年度半ばには、特定防火対象物の重大違反については、ほぼ是正された状態です。非特定防火対象物の重大違反については、平成30年度から違反是正を開始し、年々継続的に違反数が減少しています。

違反是正事務を行うには高度かつ専門的知識が必要であり、職員を育成していかなければなりません。そのため、署所の職員を対象とした違反是正に関する知識を習得するための研修会や、違反処理事例発表会を実施し実事例に基づく情報を共有することで職員の育成を図っています。

### <課題>

- ◇ 査察執行体制の充実強化（長期間立入検査未実施防火対象物への対応）
- ◇ 違反未是正防火対象物に対する違反処理の実施
- ◇ 高度かつ専門的知識を必要とする査察業務の質を確保するための職員育成



### ★個別施策★

#### 1-2-1 違反処理体制の強化

## 1-2-1 違反処理体制の強化

### <取組方針>

違反処理事務は、今までは特定防火対象物の重大違反の是正に絞って行ってきましたが、非特定防火対象物の重大違反やその他の違反も計画的に是正しています。しかし、消防法令違反は立入検査時に発覚することが多く、長期間立入検査を行っていない防火対象物もあるため立入検査体制の見直しも併せて行っていきます。

また、違反是正は立入検査時に発覚した違反をその場で改善させることが火災の発生や人命危険を予防する最善策ですが、そのためには高度かつ専門的な知識を必要とするため、さらに研修等を開催し職員を育成していきます。

### <施策>

- ◆ 特定防火対象物の重大違反以外の違反に係る計画の作成と違反処理
- ◆ 査察体制の見直し（PDCA サイクルの導入・長期立入検査未実施防火対象物）
- ◆ 違反処理に関する計画的な職員研修



▶ 命令書を公示している様子



◀ 違反処理発表会の様子

### —<スケジュール概要>—

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
【違反処理】									
● 特定防火対象物の重大違反処理									
● 非特定防火対象物の重大違反処理									
● 重大違反防火対象物以外に対する違反処理（順次拡大）									
【立入検査体制の見直し】									
● 長期立入検査未実施防火対象物への対応									
● 立入検査計画（PDCA サイクルの導入）									
【計画的な職員研修】									

### —<指標>—

火災予防と火災による死傷者をなくすため、組織の違反処理能力を高め、消防法令違反防火対象物の根絶を目指します。

指標番号	指標項目	基準値	目標値	担当所属	備考
1-2-1	消防法令違反件数	5,492 件 (平成 29 年度)	2,614 件 (令和 10 年度)	予防課	

### 3 住民協働による救急体制の強化

#### <現状>

救急出動については、過去15年間の推移を見てみると、増加の一途をたどり、平成30年には高齢化の進行や夏の連日猛暑の影響などが影響し、ついに1万件を突破しました。もう少し詳しく見てみると、軽症の傷病者は多少増加傾向にあるものの、救急車適正利用の広報等により平成30年を境に救急件数は一時的に減少していましたが、令和3年から再び増加傾向に転じています。

救急出動における現場到着時間の平均は約7.7分（令和5年実績）、その間に心肺停止状態の傷病者に何もしなければ救命率は著しく低下していきます。そこで、傷病者の救命は、バイスタンダーによる救命処置が最大のチャンスとなるため、消防組合では年間を通して救命講習を実施し、受講者は年間3千人以上となっています。さらには、学校の授業での実施や時間に余裕がない方、応急処置への関心を持つきっかけを目的とした短時間コースの救命入門コースを開催、平成28年度からは学校や事業所等などの防災組織の指導的立場の方を対象とした応急手当普及員講習の開催、消防組合独自で「安全・安心QQステーション」制度を設けるなど救命のチャンスを拡大しています。

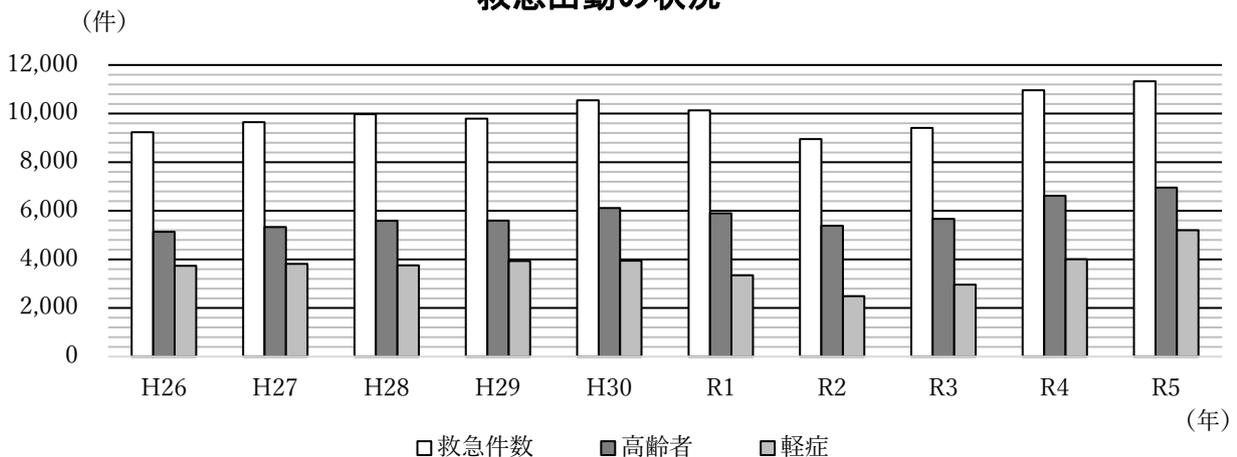
#### <課題>

- ◇ 救急出動増加の抑制
- ◇ 救急車適正利用の推進
- ◇ バイスタンダーによる心肺蘇生法実施率の向上
- ◇ バイスタンダー支援体制の強化



救急講習の様子

#### 救急出動の状況



#### ★個別施策★

1-3-1 予防救急の推進

1-3-2 応急手当普及啓発の推進

### 1-3-1 予防救急の推進

#### <取組方針>

救急出動は増加傾向であり、今後も高齢化や独居化の進展などにより、さらに増加することが予想されます。過去の救急出動の状況を見ても、高齢者の救急出動が増加しているため、今後は高齢者を中心に予防救急を推進することで、未然に防ぐことができる救急事故を減らし、救急出動を抑制していくことが大切であると考えます。その結果、本当に救急車を必要としている傷病者のところへいち早く行くことができるようになり、最終的に救命率の向上にも繋がっていきます。

また、今までも積極的に推進してきた救急車の適正利用については、軽症の傷病者は全体の4割前後で推移しており、今後も増加が予想される救急需要を考慮すると引き続き推進していく必要があります。しかし、本当に救急車が必要なケースに119番通報されないことがないように救急電話相談窓口「救急安心センターぎふ（#7119）」の活用等、正しい知識についても併せて広報していきます。

#### <施策>

- ◆ 予防救急講習の実施（老人クラブ、地域の防災訓練など）
- ◆ ホームページによる予防救急や救急車適正利用に関するコンテンツの充実
- ◆ 「救急の日」などを利用し、救急車の適正利用についての広報を実施
- ◆ 過去のデータ分析とそれによる予防救急の傾向と対策
- ◆ 関係機関（市町の関係部署、医療機関や社会福祉施設）と連携し対策を実施

#### —<スケジュール概要>—

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
【主に高齢者を対象とした予防救急講習（目標→年間1,000人）】									
●————→									
【予防救急と適正利用の広報】									
●————→									
【予防救急と救急車適正利用に関するホームページの充実】									
●————→									
【関係機関と連携する対策】									
●——→●——→●————→									
対策を検討      調整      対策の実施									

#### —<指標>—

限られた資源（隊員・救急車）を最大限に活かすために、予防救急や救急車の適正利用を推進し救急出動を抑制します。

指標番号	指標項目	基準値	目標値	担当所属	備考
1-3-1	救急出動	10,546 件 (平成30年)	9,000 件 (令和10年)	救急課	

## 1-3-2 応急手当普及啓発の推進

### <取組方針>

バイスタンダーによる救命処置の実施が救命率向上の大きなカギとなるため、「一家にひとり救命者を！」を合い言葉に引き続き応急手当の普及啓発を行ってまいります。特に小中学生のうちから、命の大切さや救命処置に関心を持ってもらうために、小学生（高学年）や中学生を対象とした救命入門コースの普及を促進していきます。また、救命者のより一層の増加を目指して、独自で救命講習を開催することができる応急手当普及員の増員についても積極的に推進していきます。

「安全・安心QQステーション制度」については登録事業所が増えれば増えるほど、この地域の安心に繋がっていくため、AEDを設置している事業所に対して普通救命講習の受講を促し、登録事業所数の増加に努めていきます。

#### 安全・安心QQステーション認定要件

- ① AEDが設置されていること
- ② 応急手当に関する講習を修了した従業員が勤務していること
- ③ 事業所等の近隣で発生した傷病者への応急手当に協力する意思があること
- ④ 消防法、その他関係法令に違反がないこと



【ステッカー】

### <施策>

- ◆ 小学生（高学年）及び中学生に対する救命入門コースの普及
- ◆ 「安全・安心QQステーション」登録事業所の増加（年間5事業所）
- ◆ 応急手当普及員認定者の増加

### —<スケジュール概要>—

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
【救命入門コース（45分コース）の普及】									
【「安全・安心QQステーション」登録事業所の増加】									
【応急手当普及員普及員の増員】									

### —<指標>—

救命講習の受講のみにとどまらず、実際に応急処置を実施してもらうことが重要であるため、講習などにおいて手技や知識だけでなく、その重要性を伝え、バイスタンダーによる心肺蘇生の実施率の向上を目指します。

指標番号	指標項目	基準値	目標値	担当所属	備考
1-3-2	バイスタンダーによる心肺蘇生の実施率	51.1 % (平成30年)	60 % (令和10年)	救急課	

(基本方針②と個別施策)

### 第3章 基本方針② どんな災害にも対応できる消防力

#### Ⅰ 現場活動体制の強化

##### <現状>

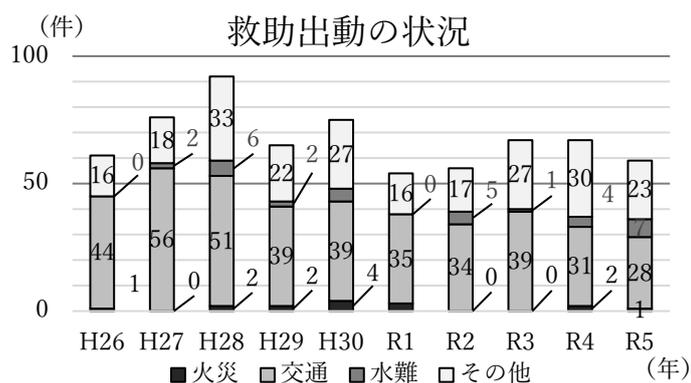
近年、東日本大震災等の地震の発生、全国各地でみられる大型台風の襲来や局地的集中豪雨による自然災害や木造密集地、大規模倉庫火災など、災害は大規模化、複雑多様化しています。

こうした災害に対応するべく、平成26年4月から3消防署に置く指揮隊と、消防本部に置く本部指揮隊の運用を本格始動し、現場活動上の安全管理の確保及び災害現場を統括し、部隊を効果的に運用する現場指揮体制の充実強化を行っているところです。

今後、地震等の大規模災害発生時において同時多発的に発生が予想される火災等への対応や、さらに複雑多様化するであろう災害への対応など、さまざまな課題を乗り越えながら、被害の軽減を図っていきます。そのためにも、地域の実情、消防需要を的確に把握し、現有の消防力（人員、消防装備など）をより効率的に運用し、あらゆる災害時に消防力を最大限発揮することができるよう、消防体制を強化していく必要があります。

救助出動については、過去の状況から年間50件から90件ほどの出動があり、種別の傾向は交通事故によるものが多く、また、管内には多くの一級河川が流れていることもあり毎年のように水難事故が発生しています。

消防組合としては、救助隊を創設以降、救助業務の高度化を目指して中消防署に特別救助隊、北部消防署に救助隊を置き、平成25年度に中消防署、平成28年度には北部消防署の救助工作車を更新するとともに、有効な資機材の導入を進めてきました。また、救助業務の高度化には救助隊の訓練はもちろん、救助隊以外の隊員の教育訓練や関係機関との連携は必要不可欠と考え、救助活動の発表の場となる救助技術発表会、警察と連携したBC訓練や防災航空隊と連携した水難救助訓練、CSR訓練場を活用した若手職員との合同訓練などを行い救助業務の高度化を図ってきました。



ロープレスキュー訓練の様子

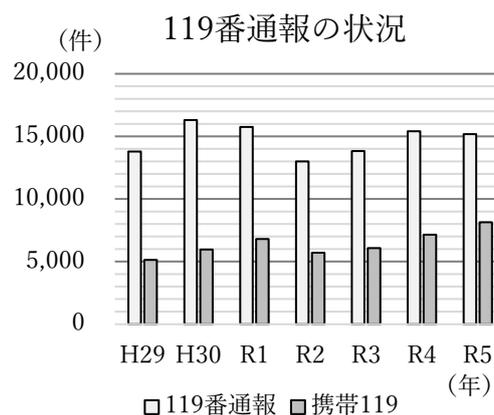


救急業務については、救急出動の増加や救急救命士法の施行以降拡大する処置等に対応しながら、さらなる救急業務の高度化を目指すために平成28年度に「救急業務高度化推進計画」を大きく改定しました。主な内容は、住民サービスを向上させるために救急車への救急救命士搭乗率100%を念頭に置き、救急救命士の養成計画や運用方針の見直し、処置拡大認定救命士の養成計画を新たに設けました。

また、同じく平成28年度からは各署所に救急指導者を配置し、各署所における事後検証体制の確立、救急救命士や救急隊員の教育に取り組むとともに、情報共有や知識技術の向上を目的とした事後検証会、トリアージ研修、救急技術発表会を行ってきました。

通信指令業務については、1秒でも早い出動指令を心がける中で、災害現場が特定しにくい携帯電話からの通報が平成29年度からは5千件を超え、119番通報全体では、令和2年に一度減少したものの、その後は増加傾向にあります。その対応として広報の強化や通信体制の見直しなどを行います。また、防災航空隊への出動要請の増加、ドクターヘリの運用、大規模災害の増加による応援体制の強化、指揮隊の運用など、消防体制の変化によりさまざまな対応が求められています。

通信設備やシステムについては、平成26年度に消防救急デジタル無線の整備とあわせて高機能消防指令センターを更新し、令和4年度には部分更新を行いました。また、平成30年度には外国人への対応として多言語の119番通報に対応できるシステムを導入し、令和2年度には聴覚・言語機能障害者への対応としてNet119緊急通報システムを導入し、令和5年度からは災害現場の情報をより正確に把握するために通報者のスマートフォンを通じてビデオ通話を行うLive通報119システムの運用を開始しました。



#### <課題>

- ◇ 消防力のより効率的な運用とあらゆる災害に対応できる現場活動体制の構築
- ◇ 災害現場における指揮体制及び情報収集体制の充実強化
- ◇ 救助業務において複雑多様化する災害への対応
- ◇ 山岳救助の進展と北部消防署に建設された山岳訓練棟の活用
- ◇ 救急救命士の養成と、さらなる高度化を求められている救急業務への対応
- ◇ 救命率の向上を目指した施策の展開
- ◇ 多様化する通信指令業務への対応
- ◇ 消防指令センター共同運用に関する検討

#### ★個別施策★

- 2-1-1 消防活動体制の強化
- 2-1-2 救助活動体制の強化
- 2-1-3 救急業務高度化の推進
- 2-1-4 通信指令体制の強化

## 2-1-1 消防活動体制の強化

### <取組方針>

火災、地震災害、土砂災害などの活動体制について検討を行い、活動基準の統一化を図り、指揮隊による組織的な部隊運用ができるように現場活動における活動基準の整備を行います。その統一された活動基準に基づき、組織的な部隊運用構築のための指揮活動及び各種活動基準に基づく訓練を計画的に実施し、災害発生時に迅速的確な警防活動を行います。

### <施策>

- ◆ 警防活動基準の作成・見直し
- ◆ 警防活動基準による訓練の実施、消防活動を行う上での基礎的能力の強化
- ◆ 現場指揮本部機能強化に向けた隊員の教育及び資機材の整備
- ◆ 「出動から放水開始まで」の時間の短縮による、迅速的確な火災対応の展開
- ◆ 大規模災害時における情報収集に活用するための無人航空機ドローンの導入及び運用

火災現場活動の様子  
(泡消火)



### —<スケジュール概要>—

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
【警防活動基準の作成・見直し】									
【警防戦術に基づく訓練の実施】									
【指揮隊員の教育訓練・資機材の整備】									
【無人航空機の導入】 導入の検討					導入・運用				

### —<指標>—

指揮隊による組織的な部隊運用ができるように現場活動における活動基準を作成し、統一した迅速な現場活動を行います。

指標番号	指標項目	基準値	目標値	担当所属	備考
2-1-1①	警防活動基準の作成	3 (平成30年度)	11 (令和10年度)	消防指令課	作成予定の活動基準の数
2-1-1②	火災出動指令から放水開始までの所要時間	11分14秒 (平成30年)	8分30秒 (令和10年)	消防指令課	

## 2-1-2 救助活動体制の強化

### <取組方針>

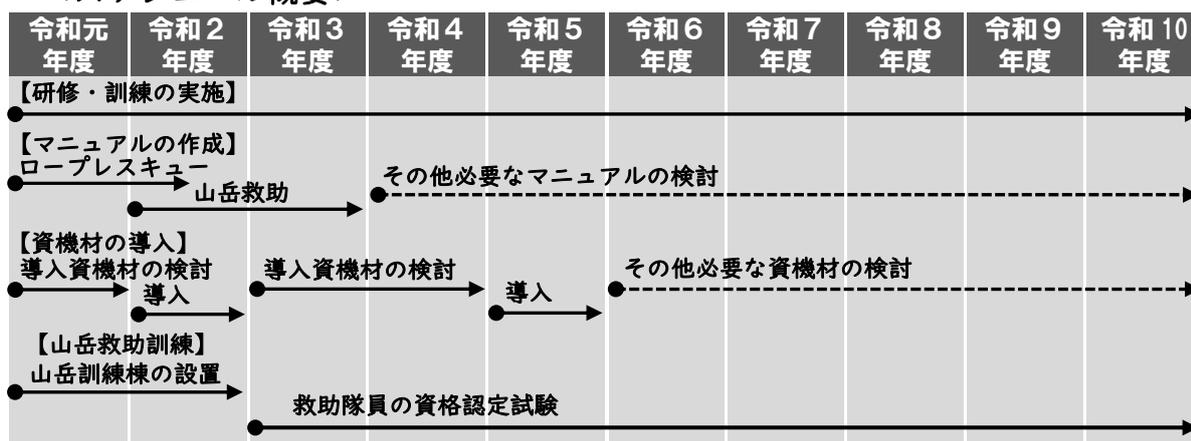
大阪万博などの国際的なイベントの開催時において懸念されるテロ災害や今後普及することが予想される電気自動車や水素自動車の事故対策など、救助業務においても災害は複雑多様化しているため、今後を見据えた体制の確立や職員の教育訓練を行っていきます。

また、管内の北部には池田山などの山岳部も存在し、山岳救助の技術向上を目的として令和2年度に完成した北部消防署の山岳訓練棟施設を十分に活用できる研修や訓練を計画して行っています。

### <施策>

- ◆ 高度化を見据えた研修の実施（車両構造、ロープレスキュー等）
- ◆ 救助活動のマニュアル作成とそれに即した訓練を実施（ロープレスキュー、山岳救助）
- ◆ 関係機関と連携した訓練の実施（多数傷病者災害、テロ災害、水難災害）
- ◆ 救助資機材の導入に関する検討（効率化、軽量化等）
- ◆ 山岳救助隊の発足の検討、研修訓練の計画
- ◆ 水難救助隊員技術ランク認定制度を活用した隊員のレベルアップ、特別救助隊員の効果測定の見直し
- ◆ 救助隊員の資格認定試験を実施し、合格者を救助隊員としての知識・技術を有する者として認定

### —<スケジュール概要>—



### —<指標>—

救助業務は時代の変化とともに災害の複雑多様化が激しくし、10年後の指標が定めにくい  
ため、各年度の施策や目標を設定し、その達成度を指標とします。

指標番号	指標項目	基準値	目標値	担当所属	備考
2-1-2	救助隊員のレベルアップ (効果測定や山岳救助隊発足など)	—	100 % (令和10年度)	消防指令課	各年度の目標達成度



## 2-1-4 通信指令体制の強化

### <取組方針>

通信指令員は出動指令を出すだけでなく消火隊等が必要とする情報を取得し提供する任務や、通報者がその後適切な対応ができるように口頭指導を行なう任務もあり、通信指令業務から火災拡大の抑制、火災による死傷者ゼロ、救命などに繋がるよう通信指令員の資質を向上させていきます。

通信施設やシステムにおいては、令和10年度の高機能消防指令センターの更新に向けた適切な準備を進めていきます。また、近年導入したNet119緊急通報システムやLive通報119システムを有効活用し、119番通報から現場活動まで円滑に移行できるように各種システムの習熟に努めていきます。

### <施策>

- ◆ 出動指令や口頭指導の検証体制の構築
- ◆ 通信指令員の教育訓練実施（研修派遣、口頭指導技術発表会など）
- ◆ 指令台の住民データや地図データの管理体制の見直しと精度の向上
- ◆ 通信施設の更新や各種システムの習熟

### —<スケジュール概要>—



### —<指標>—

心肺停止事案の口頭指導が住民の救命に直結するため実施率の向上を指標とします。また、覚知から出動指令まで時間を短縮することで火災拡大抑制や住民の救命などを目指します。

指標番号	指標項目	基準値	目標値	担当所属	備考
2-1-4①	心肺停止事案における口頭指導実施率	76 % (平成30年)	100 % (令和10年)	消防指令課	
2-1-4②	火災覚知から出動指令までの所要時間	2分09秒 (平成30年)	1分21秒 (令和10年)	消防指令課	
2-1-4③	救急覚知から出動指令までの所要時間	1分21秒 (平成30年)	1分15秒 (令和10年)	消防指令課	

## 2 大規模災害対応力の向上

### <現状>

大規模災害に係る消防体制が大きく変化したきっかけは、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災といえます。その災害において、被災した都道府県内の消防力では対応が困難であったことを教訓として、平成7年6月に国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ効率的に実施し得るよう、緊急消防援助隊という全国の消防機関相互による援助体制が構築されました。消防組合においても平成7年10月に緊急消防援助隊を編成し、当初は救助隊1隊の登録が、令和5年4月現在では指揮隊をはじめとする11隊43人を登録し、その体制の重要性を鑑み、年3回の緊急消防援助隊招集訓練や各署所での野営訓練を実施するとともに、国や県が主催する広域災害訓練にも積極的に参加しています。

緊急消防援助隊  
中部ブロック  
合同訓練の出  
発式の様子



緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練  
の様子

また、過去の災害においても、想定を超える大規模災害が発生したとき、威力を発揮するのは、各地域に設置されている消防団です。管内の消防団においては、消火活動や水防活動だけに限らず、定期的に消防組合の普通救命講習を受講、地域で実施されている防災訓練や避難訓練にも参加するなど、より地域に密着しながら住民の安全と安心を守るという消防組合と同じ目的を持って日々訓練や活動をされています。

消防団は、法令的にも消防本部や消防署と同様に消防組織法に基づき設置される消防機関であり、同じく消防組織法において消防長又は消防署長の所轄の下に行動すると記載されているため、同じ目的をもつ消防機関として連携を強化していく必要があります。

### <課題>

- ◇ 関係機関（国、県、構成市町、警察、医療機関など）との連携強化
- ◇ 大規模災害発生時における受援体制の確立
- ◇ 消防団との連携強化

### ★個別施策★

2-2-1 広域応援・受援体制の強化と関係機関との連携強化

2-2-2 消防団との連携強化

## 2-2-1 広域応援・受援体制の強化と関係機関との連携強化

### <取組方針>

緊急消防援助隊が創設されてから、消防組合が出動した実績は、平成23年3月に発生した東日本大震災、平成26年9月に発生した御岳山噴火災害、令和3年7月に発生した静岡県熱海市での土砂災害、令和6年1月に発生した令和6年能登半島地震です。東日本大震災においては7次隊合計42人、御岳山噴火災害においては2次隊合計18人、熱海市土砂災害においては2次隊合計6人、令和6年能登半島地震においては3次隊合計63人の隊員が活動しました。

こうした災害は、いつ、どこで発生するかわかりません。大規模災害が発生し、応援出動への対応、また、管内で大規模災害が発生した場合の受援対応など、あらゆる場面を想定し、消防防災関係機関との連携を強化しながら、消防相互の応援協定、各種協定の締結や緊急消防援助隊の登録及び訓練の実施など、災害対応力の強化を図ります。

### <施策>

- ◆ 警察、医療機関などの関係機関と共同して訓練を実施し、大規模災害時における迅速かつ的確な連携体制の強化
- ◆ 関係機関との情報連絡体制の構築
- ◆ 受援体制の確立と強化

熱海市土砂災害における活動の様子



令和6年能登半島地震における活動の様子



### —<スケジュール概要>—

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
●【緊急消防援助隊の訓練参加】									
●【消防防災関係機関との訓練等の実施】									
●【防災訓練の参加】									

### —<指標>—

他の消防防災機関の訓練に積極的に参加するとともに、関係機関との合同訓練を企画し、実施していきます。

指標番号	指標項目	基準値	目標値	担当所属	備考
2-2-1	関係機関との合同訓練の実施	7回 (平成30年度)	9回 (令和10年度)	消防指令課 (救急課)	救急課の多数傷病者訓練等も含む

## 2-2-2 消防団との連携強化

### <取組方針>

消防団は、大規模災害時において、地域密着性や大きな要因動員力を有するために住民の安心と安全確保のために大きな期待が持たれています。しかし、社会情勢の変化により全国的には消防団員の減少が問題となっていますが、管内の消防団については大きな減少はありません。

このように、この地域は消防団の活動に対して理解がある地域であり、それを活かし、有事の際には幅広く活躍してもらえるように、消防団とより強固な連携を図りながら、各消防団で実施される研修や訓練に協力していきます。

### <施策>

- ◆ 消防団との合同訓練の実施
- ◆ 消防団が実施する研修や訓練への協力



分団担当演習の様子



機関員講習会の様子

林野火災演習の様子



### —<スケジュール概要>—

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
【消防団との合同訓練の実施】									
【消防団が実施する研修や訓練への協力】									

### —<指標>—

消防団との合同訓練を実施し、連携の強化を図ります。

指標番号	指標項目	基準値	目標値	担当所属	備考
2-2-2	消防団との合同訓練の実施回数	17回 (平成29年度)	17回 (令和10年度)	消防指令課	毎年度17回以上実施

## (基本方針③と個別施策)

## 第4章 基本方針③ 最適な組織マネジメント

## Ⅰ 業務執行体制の整備

## &lt;現状&gt;

組織の体制強化として、消防組合では、平成17年2月に消防本部・中消防署併設庁舎の移転と分駐所の設置に伴い定数を210人から220人へ増員、さらには平成27年4月には東日本大震災や御岳山噴火災害などによる緊急消防援助隊の派遣実績や指揮隊運用、消防法令違反防火対象物の違反是正事務への対応を考慮して定数を235人に増員しました。平成23年度からは、再任用制度を運用し、豊富な経験を生かせる通信業務や署所の日勤者として配置しています。さらに指揮隊運用体制や通信体制の強化、救急需要の増加を考慮して、消防本部の警防課と指令課を24時間体制の本部指揮隊を置く消防指令課へと変更し、救急救助業務を専門とする救急救助課とし、更に令和2年度から救急救助課は救急業務を専門とする救急課へと機構改革を行いました。

このように職員の増員や機構改革により体制強化を図り、消防力の向上に努めてきましたが、近年のベテラン職員の大量退職により、組織の若返りが図られた一方で経験不足も課題となっています。この状況を打破するため、より活気にあふれる優秀な人材を育成するために制度の見直しを図っているところです。

また、昨今、人口減少による労働力の確保や業務の多様性、質の高い人材の確保を目的として、国において女性活躍が推進されていますが、消防としては課題が多く望むような結果が出ていないため取組を強化していく必要があります。

## &lt;課題&gt;

- ◇ より適正に業務が執行できる組織機構と定数の増員
- ◇ 高齢化や若年層の人口減少による人材の確保
- ◇ 若手職員及び指導者の人材育成
- ◇ 定年延長及び再任用制度を見据えた消防体制の検討
- ◇ ワークライフバランスの充実、メンタルヘルスの対策
- ◇ 女性消防吏員の増員
- ◇ 男性消防職員の育児休業取得率の向上
- ◇ 地球温暖化対策の強化

## ★個別施策★

- 3-1-1 社会情勢に応じた消防体制の確立
- 3-1-2 人材育成の推進
- 3-1-3 働き方改革の推進
- 3-1-4 地球にやさしい組織づくり



### 3-1-2 人材育成の推進

#### <取組方針>

大垣消防組合人材育成指針に「求める職員像」として掲げる「信頼を築く職員、協働し良質な職場環境を築く職員、挑戦・改革する自立型職員」を目指し、その職員像と現状を埋める職員研修体系を構築することで職員の能力開発上の課題解決を進めます。

また、人事評価制度は、能力や実績を評価する目的としての活用だけでなく、人材育成、人事配置、業務改善、能力開発における職員の意識向上、成長の促進や確認を行うための意欲・動機付けのツールとして幅広く活用していきます。

#### <施策>

- ◆ 人材育成基本方針で定める「求める職員像」の周知
- ◆ 人材育成基本指針に基づく研修計画の策定及び見直し（毎年度）
- ◆ 職員研修体系の構築（人事評価者の育成、階層別研修の充実等）
- ◆ 再任用制度の拡大と定年延長を見据えた人材育成の推進

人材育成研修の様子



階層別研修の様子  
(機関員研修)



#### —<スケジュール概要>—

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
【求める職員像の周知】									
●—————→									
【研修計画の策定及び見直し】									
●——●——●——●——●——●——●——●——●——●——→									
【人事評価者の育成・階層別研修の充実】									
●—————→									
【再任用職員等を活用した研修体系の構築の検討】									
●-----→									

#### —<指標>—

人材育成の取組を一層充実、強化していくために、人材育成に対する意識付け、より質の高い職員研修体系を構築していきます。

指標番号	指標項目	基準値	目標値	担当所属	備考
3-1-2①	人材育成に対する意識	34 % (平成 30 年度)	80 % (令和 10 年度)	総務課	人材育成に係る意識調査実施
3-1-2②	研修・訓練の満足度	60 % (平成 30 年度)	80 % (令和 10 年度)	総務課	研修・訓練後アンケート実施

### 3-1-3 働き方改革の推進

#### <取組方針>

「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらすようにワークライフバランスを実現することや、国も推進している女性消防吏員の活躍に向けた取組を考慮しながら女性も働きやすい良好な職場環境の構築を目指します。

それらを実現することは、職員がやりがいを感じたり充実感を得ながら働き、仕事上の責任を果たすことができ、さらには優秀な人材の確保や離職率の低下、住民サービスの向上や組織の活性化にも繋がるなど組織にとって大きなメリットが生まれると考えます。

#### <施策>

- ◆ 業務バランスの検証（業務の削減、適正分配など）
- ◆ 時間外勤務時間管理の徹底、ノー残業デイ（毎週水曜日）の徹底
- ◆ ストレスチェックの実施とその結果を活用したメンタルヘルス対策
- ◆ メンタルヘルスに関する研修会への派遣
- ◆ 女性活躍の推進（職場環境整備、女性職員の増員など）
- ◆ 男性消防職員の育児休業取得率の向上
- ◆ ハラスメントの撲滅

#### —<スケジュール概要>—

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
【時間外勤務の集計により業務バランスの検証、対策】									
【ノー残業デイの徹底】									
【ストレスチェックの実施、対策】									
【特定事業主行動計画の推進】			※令和3年度から「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく行動計画の推進						
【ハラスメント撲滅の推進】									

#### —<指標>—

職場環境の目に見える数値として、ストレスチェックの総合健康リスクの数値があります。その数値が100未満であれば職場環境として比較的良好といえますが、消防組合としては、全ての所属が90以下となるような良好な職場環境を目指します。

指標番号	指標項目	基準値	目標値	担当所属	備考
3-1-3	総合健康リスク90以下の所属数	3 所属 (平成30年度)	8 所属 (令和10年度)	総務課	消防本部全体を1所属

### 3-1-4 地球にやさしい組織づくり

#### <取組方針>

地球温暖化は異常気象による災害や農作物や生態系への影響等が予測され、低炭素社会の地球温暖化は異常気象による災害や農作物や生態系への影響等が予測され、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。平成27年には「パリ協定」が採択され、世界の国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。日本においても、平成10年に法が整備され、平成28年には計画が閣議決定され、令和12年度に平成25年度比で26%減という具体的な目標が掲げられました。さらに、令和2年10月、内閣総理大臣が2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

消防組合としても、この地球温暖化問題を重要な問題の一つとし、平成21年に第1次、平成26年に第2次地球温暖化対策実行計画、令和元年に第3次地球温暖化対策実行計画を策定して、それぞれ取り組んできました。更に令和6年度からは、第4次地球温暖化対策実行計画を策定し、取組みを進めていきます。

★ 取組重点項目 ★	
令和6年度	節ガス意識をもつ（昨年の使用量と比較）
令和7年度	節電意識をもつ（昨年の使用量と比較）
令和8年度	節ガス意識をもつ（昨年の使用量と比較）
令和9年度	節電意識をもつ（昨年の使用量と比較）
令和10年度	節電・節ガス意識をもつ（昨年の使用量と比較）

#### <施策>

- ◆ 地球温暖化対策実行計画の周知
- ◆ 集計データを踏まえた検証・対策
- ◆ 各年度の取組重点項目の設定、周知、結果、報告

#### —<スケジュール概要>—

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
【地球温暖化対策実行計画】 第3次地球温暖化対策実行計画の推進									
				● 次期計画の検討・策定					
					● 第4次地球温暖化対策実行計画の推進				
● 重点項目の設定・推進					● 重点項目の設定・推進				
● 集計データ等の情報提供					● 集計データ等の情報提供				

#### —<指標>—

地球温暖化対策計画において温室効果ガスの排出量を算出し公表しているため、この計画では取組重点項目を掲げ、意識的な改革を目指します。

指標番号	指標項目	基準値	目標値	担当所属	備考
3-1-4	各年度の取組重点項目による意識改革度	—	100 % (令和10年度)	総務課	毎年度調査等実施

## 2 消防施設等の整備

### <現状>

消防組合が所有する消防庁舎は、1本部3消防署3分署1分駐所です。消防力の整備指針に基づく消防署所数は、地域の実情を加味して7署所とし、現状で充足率は100%となっています。

消防庁舎の状態は、消防本部及び中消防署の庁舎は平成17年に竣工したため、部分的な不具合が生じ始め適切な予防保全を含めた維持管理が必要です。組合設立当初から存する庁舎は、耐震性が劣っていることに加えて老朽化も進み、さらに勤務人員や車両・資機材に対して狭い出動に支障をきたし、建替えが必要なため、消防庁舎建設事業15か年計画に基づき順次建替えを進めています。平成29年度から順次建替え工事を実施し、北消防署赤坂分署、北部消防署、北消防署の建替えが完了しました。

また、消防組合では緊急車両等の更新計画を作成し、計画的に消防車両の更新を実施しています。今後についても、近年の多様化する災害や住民のニーズが高まっている救急などを考慮し、各種災害や社会情勢に対応した車両の導入や配置、管内の地形や道路状況に適應した車両の導入、車両という限られた資源を最大限に有効活用していきます。

### <課題>

- ◇ 組合設立当初から存する庁舎の耐震性の不足に伴う建替え
- ◇ 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく庁舎の長寿命化対策の推進
- ◇ 消防車両の整備計画の見直し
- ◇ 救急車の整備計画の見直し

#### 【消防庁舎の現況】

施設区分	所在地	構造等	建築年(竣工)
消防本部	大垣市外野3-20-2	RC造3階建(延べ面積3425.9㎡)	H17.2
中消防署併設		訓練棟A棟RC6階建 訓練棟B棟RC2階建 訓練棟C棟RC平屋建 車庫・防災資機材庫 (延べ面積993.3㎡)	
分駐所	大垣市丸の内2-28	RC造3階建(延べ面積416.7㎡)	S32.9
東分署	安八町西結2778-1	鉄骨造平屋建(延べ面積472.0㎡)	S46.3
南分署	大垣市横曽根4-35	鉄骨造平屋建(延べ面積387.9㎡)	S47.3
北消防署	大垣市楽田町8-1-1	鉄骨造2階建(延べ面積1347.65㎡)	R4.10
赤坂分署	大垣市昼飯町108	鉄骨造2階建(延べ面積736.70㎡)	H30.9
北部消防署	池田町八幡2675	鉄骨造2階建(延べ面積1173.49㎡)	R2.12

### ★個別施策★

- 3-2-1 消防庁舎の整備
- 3-2-2 消防車両の整備
- 3-2-3 救急車の整備

### 3-2-2 消防車両の整備

#### <取組方針>

消防庁舎建設基本計画に基づき、十分な耐震性を有する庁舎への建替えを最優先に進めますが、庁舎の建替えはライフサイクルコストへの影響が大きいため十分な検討を行います。また、庁舎建設に併せて消防訓練施設を整備します。

施設の維持管理については大垣消防組合公共施設等総合管理計画に基づき、施設の長寿命化などトータルコストの縮減に向けて適切に進めなければなりません。施策推進には多額の費用がかかることから計画的に実施する必要があります。

#### <施策>

- ◆ 消防庁舎建設基本計画に基づく庁舎の建替えを推進
- ◆ 個別施設計画をより具体化した庁舎維持管理計画（施設管理台帳）の整備及び更新
- ◆ 施設管理台帳に基づいた各種定期点検の実施

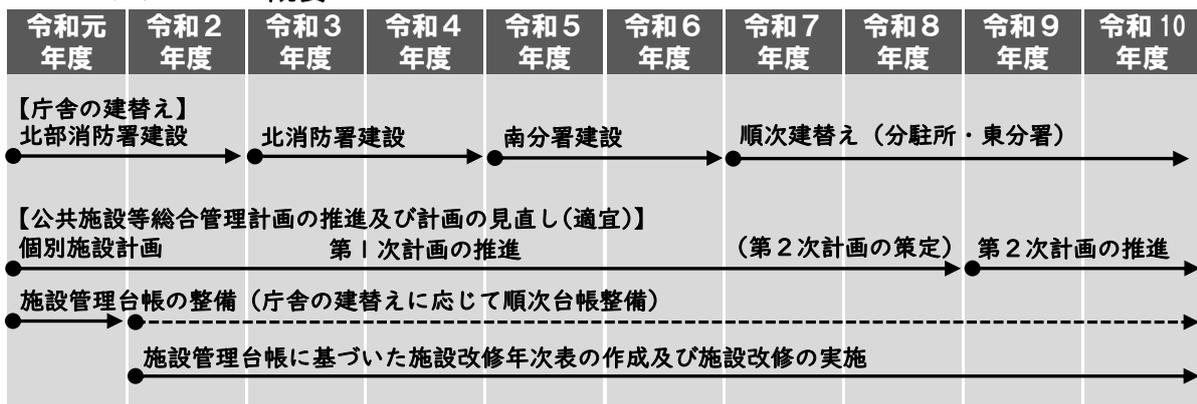


▶ 北消防署庁舎  
(令和4年10月完成)



北部消防署庁舎 ◀  
(令和2年12月完成)

#### —<スケジュール概要>—



#### —<指標>—

消防庁舎建設基本計画に基づく庁舎の建替えを推進していきます。

指標番号	指標項目	基準値	目標値	担当所属	備考
3-2-1	庁舎の耐震化率	28% (平成30年度)	85% (令和10年度)	総務課	

### 3-2-2 消防車両の整備

#### <取組方針>

消防車両は、消防力を構成する三要素の一つであり、消防が職責を果たすための極めて重要な要素です。そのため、消防力の整備指針の基準を満たすべく、消防車両の整備を計画的に行っています。

消防車両の更新については、使用年数の経過や劣化状況等により、順次行うとともに、大規模化、複雑多様化する近年の災害に対応することができるような車両の整備を計画的に実施し、消防職員の安全確保と対応力の強化に努めます。

車両の更新基準は、消防ポンプ自動車 15 年、救助工作車 16 年、はしご自動車・屈折はしご自動車・支援車 20 年、その他の消防車両 15 年とし、更新基準を目安に更新整備しています。

#### <施策>

- ◆ 車両更新計画による消防車両の更新整備
- ◆ 大規模災害に対応する消防車両積載資機材の検討及び導入



はしご車（令和元年度更新）



北消防署ポンプ車（令和2年度更新）

#### —<スケジュール概要>—

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
【消防車両の更新】									
2台	4台	1台	1台	3台	1台	2台	2台	1台	3台
【更新する消防車両の検討・更新計画の見直し(適宜)】									

#### —<指標>—

消防車両更新計画に基づいて計画的に更新を行います。

指標番号	指標項目	基準値	目標値	担当所属	備考
3-2-2	消防車両の更新	—	20 台 (令和10年度)	消防指令課	10年間で合計20台更新予定

### 3-2-3 救急車の整備

#### <取組方針>

現在、消防組合の救急車は9台（非常用車両1台を含む。）運用し、更新基準については9年経過又は走行距離15万km超過を目安として更新しています。

近年の救急出動は増加傾向にあり、今後も進行する高齢化や異常気象などにより救急出動が増加し、救急重要がより高まることを考えると、住民をより安全に、かつ、適切な処置が行えるような車両の仕様や積載する資器材について十分に検討していく必要があります。

今後は、救急車の更新計画を見直ししながら、住民ニーズの高い救急車の更新や整備を行っていきます。

#### <施策>

- ◆ 車両更新計画による救急車の更新整備

赤坂分署救急車  
(令和4年度更新)



#### —<スケジュール概要>—

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
【救急車両の更新】 1台	1台		1台	1台		2台		1台	1台
【更新する救急車の検討・更新計画の見直し(適宜)】									

#### —<指標>—

救急車更新計画に基づいて計画的に更新を行います。

指標番号	指標項目	基準値	目標値	担当所属	備考
3-2-3	救急車の更新	—	8台 (令和10年度)	救急課	10年間で合計8台更新予定

## 第5章 その他

## I 個別施策の指標一覧

指標番号	指標項目	基準値	目標値	担当所属	備考
1-1-1	住宅用火災警報器の設置率	82.8 % (平成 29 年度)	100 % (令和 10 年度)	予防課	
1-1-2-①	消防訓練実施事業所数 (特定防火対象物に限る。)	18 % (平成 29 年度)	60 % (令和 10 年度)	予防課	実態調査の数値
1-1-2-②	地下貯蔵タンクの流出防止 対策実施率	100 % (平成 29 年度)	100 % (令和 10 年度)	予防課	毎年度 100% 継続
1-1-3	火災原因の究明率	85 % (平成 30 年)	100 % (令和 10 年)	予防課	
1-2-1	消防法令違反件数	7,898 件 (平成 29 年度)	4,080 件 (令和 10 年度)	予防課	
1-3-1	救急出動	10,546 件 (平成 30 年)	9,000 件 (令和 10 年)	救急課	
1-3-2	バイスタンダーによる心肺蘇 生の実施率	51.1 % (平成 30 年)	60 % (令和 10 年)	救急課	
2-1-1①	警防活動基準の作成	3 (平成 30 年度)	11 (令和 10 年度)	消防指令課	作成予定の活動 基準の数
2-1-1②	火災出動指令から放水開始 までの所要時間	11 分 14 秒 (平成 30 年)	8 分 30 秒 (令和 10 年)	消防指令課	
2-1-2	救助隊員のレベルアップ (効果測定や山岳救助隊発足など)	—	100 % (令和 10 年度)	消防指令課	各年度の目標達 成度
2-1-3	救急救命士養成計画の進捗 状況(運用救命士数)	41 人 (平成 30 年度)	54 人 (令和 10 年度)	救急課	
2-1-4①	心肺停止事案における口頭 指導実施率	76 % (平成 30 年)	100 % (令和 10 年)	消防指令課	
2-1-4②	火災覚知から出動指令まで の所要時間	2 分 09 秒 (平成 30 年)	1 分 21 秒 (令和 10 年)	消防指令課	
2-1-4③	救急覚知から出動指令まで の所要時間	1 分 21 秒 (平成 30 年)	1 分 15 秒 (令和 10 年)	消防指令課	
2-2-1	関係機関との合同訓練の実 施	7 回 (平成 30 年度)	9 回 (令和 10 年度)	消防指令課 (救急課)	救急課の多数傷病 者訓練等も含む
2-2-2	消防団との合同訓練の実施 回数	17 回 (平成 29 年度)	17 回 (令和 10 年度)	消防指令課	毎年度 17 回以上 実施
3-1-1	職員採用計画の進捗状況	—	計画どおり採用 (令和 10 年度)	総務課	
3-1-2①	人材育成に対する意識	34 % (平成 30 年度)	80 % (令和 10 年度)	総務課	人材育成に係る 意識調査実施
3-1-2②	研修・訓練の満足度	60 % (平成 30 年度)	80 % (令和 10 年度)	総務課	研修・訓練後にア ンケート実施
3-1-3	総合健康リスク 90 以下の所 属数	3 所属 (平成 30 年度)	8 所属 (令和 10 年度)	総務課	消防本部全体を 1 所属
3-1-4	各年度の取組重点項目によ る意識改革度	—	100 % (令和 10 年度)	総務課	毎年度調査等実 施
3-2-1	庁舎の耐震化率	28% (平成 30 年度)	85% (令和 10 年度)	総務課	
3-2-2	消防車両の更新	—	20 台 (令和 10 年度)	消防指令課	10 年間で合計 20 台更新予定
3-2-3	救急車の更新	—	8 台 (令和 10 年度)	救急課	10 年間で合計 8 台更新予定

## 2 用語集

- 「消防法第1条」(P5)  
この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。
- 「バイスタンダー」(P7、15、17、36)  
救急現場に居合わせた人のこといいます。
- 「住宅用火災警報器」(P8、9、10)  
火災を感知し音声などで警報する機器です。住宅火災の犠牲者を減らすため、大垣消防組合火災予防条例により平成18年6月に設置が義務化されました。
- 「特定防火対象物」(P13、14)  
消防法で規定する防火対象物のうち、飲食店・物品販売店舗・ホテルなど不特定多数の人が出入りする建物や、病院・老人福祉施設など災害時要援護者が利用する施設をいいます。
- 「重大違反」(P13、14)  
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備を設置しなければならない建物で、これらの消防用設備等のいずれかが過半以上にわたって設置されていないものや機能不良の程度が著しく、本来の機能が損なわれている状態をいいます。
- 「非特定防火対象物」(P14)  
消防法で規定する防火対象物のうち、特定防火対象物以外のものをいいます。
- 「救急安心センターぎふ#7119」(P16)  
救急車を呼んだ方が良いか判断に迷った時の救急電話相談窓口で、岐阜県が運営しています。
- 「特別救助隊」(P18)  
人口10万以上の都市などに整備され、救助隊の一般的な装備に加え、マット型空気ジャッキや陽圧式化学防護服などの特別な装備並びに救助工作車を有し、人命の救助に関する専門的な教育を受けた隊員で編成された救助隊をいいます。
- 「ロープレスキュー」(P18、21)  
伸び率の少ないスタティックロープと一定の資機材を活用した救助活動で、倍力システム(人力を倍力化させること。)を組むことにより、従来よりも少人数で効率よく活動が行うことができる救助方法のことをいいます。
- 「BC訓練」(P18)  
生物(biological)、化学物質(chemical)による特殊災害対応訓練をいいます。
- 「CSR」(P18)  
Confined Space Rescueの略で、地震等で倒壊した建物の閉鎖空間に進入し、要救助者を救助する活動の総称です。
- 「トリアージ」(P19)  
大災害によって多数の負傷者が発生した際に、現場で傷の程度を判定し、治療や搬送の優先順位を決めることをいいます。
- 「Live 通報119システム」(P19、P23)  
スマートフォンを活用して、通報者が撮影する映像から通報現場の詳しい状況を確認し、音声による119番通報だけでは把握が難しい視覚的な情報をリアルタイムで収集することが

できるシステムのことをいいます。

○ 「Net119 通報システム」(P23)

聴覚・言語障害者がスマートフォンなどを活用して、いつでも、どこからでも音声によらない円滑な通報を行えるシステムのことがいいます。

○ 「ライフサイクルコスト」(P33)

製品や建物などの費用を、調達・製造、使用、廃棄するまでを総合的に考えることをいいます。

作 成 大垣消防組合消防本部総務課  
〒503-0933  
岐阜県大垣市外野3丁目20番地2  
TEL (0584) 87-1511 / FAX (0584) 87-1515  
MAIL [soumu@ogaki-syoubou.or.jp](mailto:soumu@ogaki-syoubou.or.jp)